仕　様　書

１　事業名

モノクロレーザープリンターの保守業務

２　目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「総合機構」という。）では、平成 25 年度に調達したモノクロレーザープリンター（買い取り）の保守期間が満了となるため、本調達では、平成 29 年 11 月以降の同プリンターの保守業務を調達するものである。

３　契約期間

平成 29 年 11 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日　（17 か月間）

４　保守内容

(1) 故障したプリンターの訪問修理、または、交換対応
※なお、平成 28 年 8 月～平成 29 年 7 月の間の訪問修理、または、交換対応の件数は 75 件である。
※保守契約に基づく修理対応時間は月曜日から金曜日までの 9:00 から 17:00 までとする（祝日及び年末年始は除くものとする。）。
※保守期間中、保守部品が供給可能な体制を取ること。
※非純正部品や中古部品を使用するなどしてメーカーサポートを受けられない状態にしないこと。
※17:00 までに行った訪問修理、または、交換対応依頼について、翌営業日中に着手すること。
(2) 定期交換部品キット（各機種用）の定期交換
(3) 総合機構担当者からの仕様、利用方法、操作方法等の問い合わせ対応

５　保守対象機器、機器の構成及び数量

(1) IPSIO SP 6330：70 台
- IPSIO SP 6330 本体
- 500 枚増設トレイ 6300
- 両面印刷ユニットタイプ 860
- 拡張 HDD タイプ M
- SDRAM モジュール 8 256MB
- 1Giga イーサネットボード タイプ B

(2) RICOH SP 2100L：20 台
- RICOH SP 2100L 本体

６　修理及び交換の確認

４　保守内容（１）及び（２）に示す修理、交換対応の都度、対応報告書を以下に示す提出先に提出すること。対応報告書の内容どおりに対応が行われていることを総合機構において確認する。

総合機構で確認の結果、対応内容が不適切と判断した場合には、総合機構の担当者の指示に従い対応すること。

＜ 対応報告書の提出先 ＞

東京都千代田区霞が関 3-3-2　新霞が関ビル 19 階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構　情報化統括推進室

７　留意事項

(1) 稼働中プリンターの正常動作を保証し、通常業務に重大な影響を与えないこと。

(2) 当該事業に対しては、万全の体制で実施し、誠実に履行すること。

(3) 同業務に関して深い知識及び経験を有する選任の担当者を置き、必要な際に直ちに支援できる体制を確保していること。

(4) 障害発生時は、ハードウェアの現状復帰を行うと共に、これらの正常稼働を保証すること。

(5) 本業務の実施については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構と協議の上、実施すること。

(6) 本業務において知り得た秘密については、これを公にしてはならない。

８　本件に関する照会先

〒100-0013　東京都千代田区霞が関 3-3-2　新霞が関ビル 19 階

独立行政法人医薬品医療機器総合機構　情報化統括推進室　藤田 潔

TEL:03-3506-9485　FAX:03-3506-9461

E-mail:fujita-kiyoshi@pmda.go.jp